

デイサービスセンターなごみの郷 可部運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 正仁会 デイサービスセンターなごみの郷 可部（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業と指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定通所介護を提供し、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護状態にある高齢者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定1日型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定1日型デイサービスにあっては「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターなごみの郷 可部
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部四丁目6番2号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。
「看護職員 1名（なごみの郷 訪問看護ステーションと連携）」
- (4) 介護職員 5名以上
介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練員は、日常を営むのに必要な機能を改善し、また、その減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

(祝日は営業、休日は 1 月 1 日～1 月 3 日)

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

サービス提供時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

また、延長サービスをおこなう時間は午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分、

午後 5 時 30 分から午後 8 時 00 分の 3 時間とする。

(3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(提供するサービスの内容及び利用料等)

第 6 条 指定通所介護と指定 1 日型デイサービスの内容は次のとおりとする。指定通所介護の提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定 1 日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとする。又当該指定通所介護と当該指定 1 日型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 生活指導、相談援助

(2) 健康チェック

(3) 機能訓練

(4) 食事の提供

(5) 入浴介助

(6) 送迎

2 通常の事業実施地域を越えて行う指定通所介護の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当り 30 円を実費として徴収する。

3 給食サービスを受給する利用者には、食費として、1 食あたり 600 円を徴収する。ただし、おやつのみ提供する場合は、1 食あたり 50 円とする。

4 2 項及び 3 項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用定員)

第 7 条 指定通所介護及び指定 1 日型デイサービスの利用定員は、1 日 34 名とする。

ただし、災害そのほか止むを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 8 条 利用者及びその家族介護者等は、サービス利用に当たって次の事項に留意するものとする。

1 在宅生活中における心身の状況で、通所利用が困難と思慮される行動変容があった場合は、遅滞なく告知するものとし、疾病悪化及び病後健康の回復しないものは利用を禁止する場合もある。

2 利用予定を中止する場合は、前日の 17 時までに利用者またはその家族介護者

から事業所へ連絡するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 9 条 事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持することを厳守する。
- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
 - 3 事業所は個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、同意を得ることとする。
 - 4 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

(緊急時等における対応方法)

- 第 10 条 従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、顛末記録、再発防止対策に努める。
- 2 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

- 第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上避難・救出訓練を行う。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2)成年後見制度の利用支援
 - (3)苦情解決体制の整備
 - (4)虐待の防止を啓発及び普及するための従業員に対する研修の実施
 - (5)その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(通常の事業の実施地域)

- 第 14 条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区とする。

(その他運営についての重要事項)

- 第 15 条 通所介護事業は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、指定通所介護及び指定 1 日型デイサービスに関する諸記録を整

備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 正仁
会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

平成21年4月1日 改正

平成22年3月1日 改正

平成25年1月11日 改正

平成25年12月1日 改正

平成26年4月11日 改正

平成26年12月1日 改正

平成27年11月11日 改正

平成29年4月1日 改正

平成29年10月1日 改正

平成30年1月1日 改正

令和元年10月1日 改正

令和3年1月1日 改定

令和5年9月1日（一部改定）

令和5年9月15日（一部改定）